

1 はじめに

三重県男女共同参画審議会では、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で、「三重県男女共同参画基本計画」に基づく施策等の実施状況に関する評価を行うとともに、概ね4年に一度、知事に対して提言を行っている。前回の提言（令和2年2月）以降、審議会では毎年、上記計画に関する施策を所管する県関係各課に対し、施策の実施状況についてヒアリングを行い、これを基に「男女共同参画施策の推進に係る中間評価」を作成し、フィードバックを行ってきたところである。

この度、当該「中間評価」（令和2年度以降）を基に、社会情勢の変化等も踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、今後県が取り組むべき事柄について、次の4点の提言をとりまとめた。

- 提言1 職業生活におけるジェンダー平等の実現
- 提言2 男女共同参画を実現する環境づくり
- 提言3 性の多様性を尊重する社会づくり
- 提言4 P D C Aサイクルに基づいた施策・事業や情報発信の充実

あわせて、前回提言以降の施策の進捗状況に対する総括評価をとりまとめ、現状や今後検討すべき課題を整理した。

今回の提言を踏まえ、男女共同参画とダイバーシティ社会の実現に向けた取組が、知事のリーダーシップのもとに一層進展することを強く期待する。

2 社会情勢の変化

本県の人口は2007（平成19）年をピークに減少に転じ、現在まで減少が続いている。今後もこの傾向が続くと予測される中、人口増を前提とした従来の社会から脱却し、地域の持続的な活性化を図り、誰もが安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、新しい時代の社会モデルを構築していく必要がある。

さらには、少子高齢化の進行、女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化など社会が大きく変わる中、多様な生き方を互いに認め合うことの重要性が増している。

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定するとともに、令和5年度には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、男女共同参画や女性活躍、性の多様性に関する施策についてさまざまな施策を進めているところである。

しかしながら、令和6年6月に世界経済フォーラムの発表によると、経済・教育・政治・健康における男女間の不均衡をあらわすジェンダーギャップについて、日本は

146 カ国中 118 位となっている。

また、内閣府のまとめた報告によると、令和 6 年能登半島地震にかかる災害対応においては、避難所の運営等における女性向け物資の不足、避難所運営を主に男性が担い、女性の意見が届かない状況が報告されている。

県においては、令和 3 年 3 月に「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」を策定するとともに、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行するなど、一人ひとりが性別等に関わらず個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められる社会の実現に向けて、取組を進めてきたところである。

県が令和 6 年度に県民 3,000 人を対象に実施した「男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合は 16.6%で、前回調査（令和元年度、以下同じ）から 7.1 ポイント減少した一方で、家庭、職場、政治について、性別による役割分担を感じている割合は 6 割を超える結果となった。

固定的な性別役割分担に関する意識は着実に減少しつつあるものの、依然として、社会には性別や性のあり方による役割分担やジェンダーギャップが根強く残っているのが現状である。

性別にかかわらず誰もが活躍できる社会づくりに向けて、これまで以上に実効性のある施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。